

第8回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成30年5月29日（火）9:59～11:09

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、林いづみ、原英史

（専門委員）大崎貞和、佐久間総一郎、田中良弘、堤香苗

（政府）前川内閣府審議官

（事務局）田和室長、石崎参事官、谷輪参事官

（ヒアリング出席者）内閣官房：向井IT総合戦略室内閣審議官

奥田IT総合戦略室内閣参事官

経済産業省：吉野中小企業庁次長

守山商務・サービスGサービス政策課長

中野商務情報政策局総務課情報プロジェクト室長

厚生労働省：高橋年金管理審議官

竹林年金局事業管理課長

安藤保険局保険課長

松本職業安定局雇用保険課長

4. 議題：

（開会）

1. 平成29年度の取組のフォローアップ

2. 行政手続コストの計測結果と削減見通し（最終版）

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 定刻より前でございますが、お見えになられる方はお見えでいらっしゃいますので、第8回「行政手続部会」を開会させていただきます。

皆様には、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

江田委員、野坂委員、川田専門委員、國領専門委員及び濱西専門委員が御欠席でございます。林委員、原委員は後からお見えになられる予定でございます。今、いらっしゃいました。

それでは、早速、議事に入ります。

4月24日に決定いたしました本部会の取りまとめでは、工程表の取組の進捗状況について定期的に実績を評価し、不十分な取組や効果が疑わしい取組について対策の積み増しを要請する。平成29年度分の取組の進行状況については、本年5月に点検及び評価を行うこ

といたしますことから、本日は平成29年度の取組のフォローアップを行いたいと思います。

本日は内閣官房、IT総合戦略室、厚生労働省及び経済産業省にお越しいただいております。皆様にはお忙しい中、どうもありがとうございます。

委員、専門委員の皆様におかれましては、各省庁のご説明を聴取していただき、それを受けてご質問、ご議論をお願いいたします。

それでは、経済産業省、IT室、厚生労働省の順で、資料1-1について御説明を頂戴したいと思います。IT室には、資料1-2「本人確認等ガイドライン」の御説明もあわせて頂戴したいと思います。よろしくをお願いいたします。

○吉野次長 それでは、経済産業省からまず御説明をと思います。

フォローアップの工程表ですが、1ページ目の2段目、法人共通認証基盤の構築と、30年度から進めていこうとするものが該当する項目でございます。

それから、先に言うと次のページになりますが、今の認証基盤と並行しまして、補助金申請の電子化、ワンスオンリー化を進めようとしておりまして、30年度からは、私ども中小企業向けの補助金からまず始めまして、この後、その下の段ですが、各省の補助金手続にも展開をしていくと。さらに申せば、先々は都道府県の地方自治体の補助金に關してもできるだけ適用していきたいということで、事務的に即座に変わるわけではございませんけれども、まずウォーニングも発するというので、都道府県の方々への御説明については始めているところでございます。

前のページに戻っていただきまして、一番下の段ですが、中小企業の側のIT装備ということでは、今後3年間で100万社へのITツール導入の支援を行うということで、昨年、今年度と補助金の手続をしておりますが、さらに補助金後の展開についても課題になっているということでございます。

以降、それぞれ各論は担当のほうから御説明申し上げます。

○中野室長 経済産業省商務情報政策局の中野と申します。

今、吉野次長より申し上げました点のうち、最初のページの法人共通認証基盤と次のページの補助金のところについて、補足の御説明をさせていただきます。

まず、法人共通認証基盤でございますが、昨年度、ニーズ調査を基に要件の定義を検討したとしております。具体的なニーズとしては、経済産業省の幾つかの手続、産業保安等の電子化をこれからやっていくというところで、それらをまずファーストユーザーということで対象にして、彼らにまず使ってもらおうという前提でどういった要件が必要かというところを検討いたしました。検討の中では、法人のIDが1つあっても、大きな企業になるとなかなか1つのIDを社内で使い回すことは難しいということで、社員にひもづいたIDを発行するというような、親ID、子IDのような仕組みが必要ではないかということなどを提案いただきまして、現在、それを基に今年度、構築を開始するべく、調達の手続を進めているところでございます。

今年度中には認証基盤の仕組みを整えまして、今年度末から幾つかの手続で使ってもらおうということで、また使いながらいろいろニーズが出てくるのではないかと考えておりますが、まずは動き出して、実際に使っていただいて、どれぐらい意味があるかというところを見ていただきたいと思います。

続きまして、補助金の方でございます。おめくりいただきまして、2ページ目のところでございますが、こちらについても主要な中小企業向けの補助金、特に経済産業省の場合、ものづくり補助金など申請件数1万件を超える大きな補助金が幾つかございますので、それらを対象に取組を進めてきております。昨年度はBPRということで業務フローがどうなっているかというところの洗い出し等、共通項目があるのではないかとというところの共通化を実施いたしました。それを踏まえて、現在、こちらも開発の事業者を検討しております。今年度、速やかに開発に入り、またこれも中小企業の方に触っていただいたりしながら、使い勝手も含めて作って行って、31年度からの運用開始を目指して進めているところでございます。

以上でございます。

○守山課長 続きまして、1ページ目の一番下の3年間での中小企業などへのITツール導入促進の観点で、担当の商務サービスグループのサービス政策課長の守山でございますが、補足説明させていただきます。

一番下に、資料番号が付いておりませんが、A4横の「サービス等生産性向上の取組について」という別添え資料に基づきまして簡単に御説明をさせていただきます。

まず開いていただきまして、1ページ目が29年補正、すなわち30年度の執行ということになってございますが、500億円を確保させていただきます。13万社規模でITツールの導入促進を推し進めるべく、今、取り組んでいる概要でございます。

この制度につきましては、代理申請についてはIT事業者を要に行っていくということで、非常に効率的なオンライン申請を実現してございます。補助対象事業者につきましては、左の1に書いてございますように中小企業、小規模事業者でございますが、飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育など、非常に幅広い非営利法人も含めた申請をいただいているところでございます。

補助対象ツールといたしましては、中小事業者様の効率化をすぐにできるようなITツールということで、ソフトウェア、アプリ、サービス、そしてクラウド等々が対象となっておりまして、例えばEDIといった新しい仕掛けについても積極的に申請を呼びかけているところでございます。補助額、補助率については、下にございますように2分の1で、補助額ベースで上限50万、下限15万ということでございますので、上限100万円、下限30万円のITツールが対象になっていくということでございます。

28年補正、29年執行の成果を踏まえた改善点が4ございまして、ITツールの導入成果を事前にIT支援事業者にコミットさせるといったことや、IT補助金の成果等についてはホームページ等で積極的に見える化を行って行って、事業者サイドでのスマートな選択につ

ながるような仕掛けをしてございますし、下のロカベン指標というのは、ローカルベンチマーク指標と言われております基本的な財務指標を使って、経営状態について経営者の皆様を含めた見える化を行っていかうという取組でございますが、これに準じた申請フローを今回準備させていただいているところでございますし、その下、3年間で100万社規模で推進を行っていくという観点から、金融機関、中小企業支援機関、評価団体、関係省庁の皆様と連携体制を構築してきているということでございます。

当面のスケジュールでございますが、6月4日、一次公募締め切りということで、その後、順次、追加2回、計3回での公募を予定しているところでございます。

続きまして、2ページはスキーム図でございますが、ポイントは3つほどございます。1つが、現時点でIT導入支援事業者、ITベンダーサイドで約3,000社の登録がされており、ツールはいろいろ掛け合わせが出てきますので、1万以上の組み合わせといったような登録がされています。

2番目が、中小サービス等事業者はマイページを作成していただいて、全てオンライン申請という形でやりとりを進めていくことにしてございます。

3番目は、補助金のホームページにおいては、マイページ等も準備していくことに加えて、ツールのマッチング支援、検索機能を今回より追加装備してございますので、中小サービス等事業者の皆様のソフト支援を補助金の申請の前段階から行っていくということを今、関係省庁とも組んで取り組んでいるところでございます。

3ページ、4ページは、前回の補正の際の成功事例でございますが、こちらについても今、全国の関係者に横展開をしているところでございます。

少し長くなりましたが、私の方からは以上でございます。

○吉野次長 最後に1点だけですが、この中小企業の手続等に関して、官邸の方に副長官をヘッドにしました中小企業活力向上会議というのがございまして、その下で長時間労働是正、人手不足対応のワーキングがございまして、そのワーキングの下で、今、申し上げました私どもの関係の業務、それから、後ほど御説明のある社会保険関係の手続の簡素化等、中小企業の方々の働き方に資する観点、手間を省くという観点から大事であるということで、そちらの方でも議論しておりまして、来月早々にもまた次の会を開く予定にしております。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

では、引き続き、よろしく願いいたします。

○向井審議官 まず、資料1-1を御覧ください。一番上にIT室の中小企業・小規模事業者にとって、オンライン手続が簡単に使えるよう、電子署名等を極力省力すべく、認証のあり方を見直すというのがございまして、これは2つの取組がございまして、押印見直しガイドラインというもので、平成30年5月末の決定に向け、各府省と協議中とございますが、これは後ほど御説明いたしますけれども、5月末は間に合わない状況になってございます。

それから、オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドラインの改定を現在、見直しに着手しているところでございます。

それから、これまでの取り組み、今後の方向性につきまして、オンラインのガイドラインにつきましては別の資料で御説明いたします。

リスク評価のガイドラインの改定につきましては、いずれにいたしましても個々の手続におきまして、経産省から御説明がありました法人認証基盤で代替していくという方向性で進めてまいりたいと思っております。

次の次をめくっていただきまして、最後のIT室、従業員等に関する手続のワンストップ・ワンズオンリー化の実現というところでございますけれども、行政機関への提出書類に含まれる情報につきまして、重複提供を不要とする仕組みの整備ということで、平成29年度から企業が行政機関に提出を要する情報等の棚卸しを行い、平成30年度にロードマップを策定と書いてございます。現在、棚卸しと技術的課題の洗い出し等仕組みの構築等の必要な検討に着手した段階でございすけれども、これは何を考えているかということ、企業が税・社会保険等の手続でいろいろな調書、例えば年末調整ですとか、源泉徴収ですとか、社会保険もいろいろございますが、そういう調書を出しておりますが、その調書というのは基本的に情報を取っている。特に重要な情報がほとんどでございすけれども、その情報を調書という形で取るのではなくて、そういう情報は企業の人事システムなり給与システムにありますので、税とか社会保険に必要な情報だけをAPI連携によってマイナンバーで特定した上で税務当局が取得できるようにする。そのようなAPIをつくって税務当局と企業のシステムを連携いたしますと、およそ調書というものが要らなくなるのではないかという発想でございす。

中小企業の場合は、最近、財務会計ソフトウェアの1つである「大蔵大臣NX」という製品を提供している事業者が自分でクラウドサービスも提供するようになっておりまして、相当の部分を持ってございすので、それらのシステムとAPI連携をすることが可能ではないかと。そうしますと、企業のコスト、手間が相当減るのではないかとということで、若干時間はかかるかと思ひますけれども、これを取り組んでまいりたいということでございす。

現状、特にそういうものの中でも手続のワンストップ、ライフイベント等にかかわります引越し、死亡、そのようなものにつきまして、平成30年度から順次、供用を開始するということをやろうとしておりますので、企業につきましても、そういうライフイベントにつきましては、平成30年度から順次始めると。全体の実装的な姿につきましては、できるだけ早くというのはありますけれども、いろいろなシステムの改修等もございすので数年以上掛かるかもしれませんが、これもできるだけ早く取り組んでまいりたいと思ひます。

資料1-2をおめくりいただきまして、デジタル社会におけます本人確認及び真正性の確保等の手法に関するガイドラインにつきまして御説明をさせていただきます。

これは主に2点で構成されまして、1に書いてありますガイドラインを今年の5月末までに、さらに、そのテクニカルガイドブックをそれから二、三カ月後というイメージで、これまで検討しておりました。

その次の3ページに「ガイドライン概要」と書いてありますけれども、基本的には手続をデジタル化する際に必要となる本人確認等に関する考え方をまとめてございまして、適用対象は、実印、認印、押印、記名、署名、公印。各種手続を厳格、中間、簡易に分類し、確認レベルに合わせた手法を提示するというので、考え方は次のページにございます。

まず、実印と印鑑証明書、自署と実印等を求めているもの、それから中間、それから簡易とあります。それぞれ基本的な考え方としまして、電子署名方式とか、本人確認をした上でのID・パスワード方式というのが厳格。中間的なものとして、ID・パスワード方式。簡易なものとしては、それこそクリックボタンだけでいいのではないかと。実際、ほとんど本人確認をしていないような手続もありますので、そういうものについてはそれでいいだろうということでございます。

基本的な考え方は特に異論があるわけではないのですが、一方で、これは何をやっているかという、まさに国民であったり企業が電子申請をする上で障害となっているものを取り除くという趣旨でございます。したがって、典型的には電子認証が使えているわけでございますけれども、これは電子認証の使い勝手が悪いということを前提に緩めるという頭の構造になっている。一方で、電子認証自体をもっと簡単にするという道もあるのではないかと。具体的に言いますと、遠藤CIOからの指摘等もありまして、そうすると法人と個人で相当環境が違う。個人の場合は、公的個人認証が付与されたマイナンバーカードは無料で取得できますので、それを使いますと、障害というのはデジタル的な障害、いわゆるカードリーダーが要るのではないかとか、もっとスマートフォンに入れればいいのではないかと手法の問題になってきます。

一方、法人は、法人の電子認証につきましては民間でやっているもの、それから法務省のやっているものがありますが、いずれもそう使い勝手のいいものにはなっていないという評価になっている。これは相当、緩めていく必要があるのではないかとすることも考えられるので、個人と法人に分ける。特に個人の場合、申請書自体は認印でも、別途本人確認を要する住民票を持って来る必要があるとか、明らかに住民票を本人確認に使っている場合が相当あるので、住民票を省略するために公的個人認証というソリューションにならざるを得ないので、その場合は結局、認印かどうかというのはほとんど意味がない。そういうことになろうかと思っております、これらをもう少し精査させていただきたいということで、もう少し時間をいただきたいということでございます。

現在、そういうところを整理しまして、早々にガイドラインをつくりたいと思っておりますけれども、このちょっとした遅れをガイドブックの作成とか実装、特に経産省がやられようとしております法人認証基盤の実証には御迷惑をかけないということでやっていきたいと考えております。

ガイドブックにつきましては、もう少し細かい電子署名方式、認証方式、確信性確保の手法などを記載したいと思っております、最後のところに具体的に認証をどうやるかということで、ID・パスワード方式もありますけれども、単純なID・パスワード方式というのは民間の世界でもだんだん消えていって、認証要素が加わってきている。ワンタイムであったり、生体認証であったりというのが加わってきておりますので、そのようなものを具体的に規定していくことを考えてございます。

ただ、いずれにしましても、5月末と言っておったものができないということにつきましては、私の管理責任のなさでございますので、これについては深くおわび申し上げます。

以上です。

○高橋部会長 では、次に、厚生労働省、よろしくお願いいたします。

○高橋審議官 厚生労働省でございます。年金局の年金管理審議官の高橋でございます。

資料1-1、3行目、厚生労働省のところでございますけれども、社会保険手続における従業員の押印または署名について、30年度から順次不要とするという点でございます。これは事業主がいろいろな届け出をしていただく際に、事業主の従業員に係る届出をすると。氏名変更ですとか、被扶養者が変わるとか、こういう場合にその従業員の署名・押印を省略していくことによって、事業主の負担を減らすというものでございます。

一番上、厚生年金でございますけれども、これにつきましては、30年度のなるべく早い時期と書いてありますが、イメージ的には秋ぐらいのイメージで今、準備を進めております。

右側、厚生年金の例でございますけれども、被保険者氏名変更届など7種類で、事業主が届出する際に、本人が当該届出を提出する意思を確認しましたと書いてもらえば、申出者署名欄の本人の署名・押印を省略するというのを考えております。

次に、健康保険は保険局から。

○安藤課長 保険局保険課長でございます。

今の年金局の説明と重なりますけれども、健康保険においても同様に、健康保険の被保険証再交付届ですとか、被扶養者異動届といった届出書、計5種類につきまして、これも30年度のできるだけ早い時期に、本人が届出を提出する意思を確認しましたと記載する等の簡便な方法を使いまして、本人の押印・署名を省略するというので進めたいと考えているところでございます。

○松本課長 職業安定局雇用保険課でございます。

次に、雇用保険でございますけれども、雇用継続給付の支給申請について要しておりました本人の押印・署名につきまして、省略できるという旨の省令改正を実施済みでございます。今年の10月1日に施行予定でございます。

2ページ目、補助金でございます。雇用関係助成金につきまして、オンライン化の準備を今、進めているところでございまして、31年度に概算要求する方向で既に検討しております。

以上でございます。

○高橋審議官 続きます、3ページ目でございます。社会保険の従業員に関する手続きにつきまして、(a) (b) (c) (d) という幾つかの施策をまとめて実施します。

29年度の取組実績の1つ目、住所変更手続の省略でございますけれども、マイナンバーと基礎年金番号がひもづいている場合には、30年3月5日から届出の省略を可能としてございます。

右側、住所変更手続の省略等ということで、かなりの数が省略済みになっております。

2つ目の項目ですけれども、基礎年金番号に加えマイナンバーによる手続の可能化、これも3月5日から実施しております。これによって、事業主は従業員を新規に雇用したときとか、従業員に年金手帳を持ってきてもらって、それで基礎年金番号を確認して、基礎年金番号で手続をするということが必要だったのですが、マイナンバーを使うことによって、事業主が年金手帳を管理する必要がなくなるという負担軽減が既に施行済みでございます。

3つ目は、オンライン手続の見直しということで、厚労省と年金機構におきまして、電子申請における現行の事務フローを分析しまして、社労士会等々からもヒアリングをしまして、マニュアルの見直し等の作業をしております。これによりまして、右側のところですけれども、できるだけ電子申請の事務が容易になるようにしてまいりたいと思っております。

また、ここには書いてありませんけれども、一定規模以上の大規模な法人については、32年度から電子申請の義務化もしてまいりますので、それに向けて、電子申請のほうが便利だということを進めてまいりたいと思っております。

○松本課長 雇用保険につきまして、電子申請した場合の反応を早くするための小まめな見直しを実施しているところでございます。これについては継続的に取り組んでいく所存でございます。

○高橋審議官 次は、窓口・様式の社会保険内でのワンストップ化でございます。届出の契機が同じ4種の手続、資格取得届とか資格喪失届、事業所の新規適用、全喪届、この4つですけれども、これにつきまして、今まで労働保険と年金が別々でしたが、これを1枚の様式で出せるようにする。それを年金事務所でもハローワークでも受け取るということでございます、これを31年度から運用開始ということで、今、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に入りたいと思いますが、各省の説明に対して御質問等があれば、お願いしたいと思います。なお、中小企業の吉野室長が10時40分ということで御退室されますので、まず先に経済産業省の取り組みについて、よろしいでしょうか。

では、大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

先ほどの法人認証基盤の御説明のところで質問したいのですが、大規模な法人からIDが1つというのも何なので、親ID、子IDという話が出ているという御説明があったかと思うのです。法人認証基盤というのは、IDは基本的に法人番号を使ってということを進めておられるのではないかと思ったのですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○中野室長 お答えさせていただきます。

IDは複数発行しても、全て法人番号がひもづいているということで、御理解のとおりです。もう少し正確に申し上げますと、親IDに法人番号がひもづいていて、その親IDとひもづいた形でID・パスワードを発行いたします。パスワードはある意味、使い回して社内で共有すると流出などのいろいろの問題が出てきますので、別なIDでパスワードも設定できるようにというセキュリティー上の観点も含めてそういった方法を考えておりますけれども、社として手続をしているということ自体は元をたどれば確認できるということと考えております。

○大崎専門委員 ちょっと気になりましたのは、基本的にこれをつくるのは手続を簡単にしようということだと思うのですけれども、そうやって行われた手続に関する様々なデータが役所側に蓄積されていくわけですね。そうすると、一種の大きなデータベースができるわけで、例えば、そこに法人番号で検索ができるとかいうようにしておけば、後々いろいろなことに使えるような気がするのですが、結局そのところが全然つながっていないと、認証としては問題ないのだけれども、入ったものを取り出すことはできないということに、特に受け付けた人以外の人はずね。もちろんこれは役所の中のことを考えているのですけれども、そのようなことになる気がしまして、その辺を検討されているのかというのはちょっと気になったものですから。

○高橋部会長 どうぞ。

○吉野次長 それは中小企業庁から補足をしたいと思うのですけれども、せっかく認証基盤、それから補助金のワンスオンリー化、できればそれ以外の中小企業のさまざまな申請に関しても一本化をしていきたいとおっしゃられましたとおり、それによって企業が申請の際にいろいろな企業情報を書かれますということになりますと、それがデータベース化できる可能性がある。私ども自身も、いわゆるEBPMをこれから進めていかなければならない中であっては、そういう情報のインフラをつくらなければならないのだけれども、これは並行して、今、検討を進めておりまして、また少し議論が進んだところで、この場でも御報告できればと思っております。

○高橋部会長 向井審議官、お願いします。

○向井審議官 今の話ですと、多分、ID・パスワードは法人番号と違う申請上のIDでありますので、受けたほうでIDと法人番号との対照表を持つなり、あるいは経産省に飛ばすなりして、データベース自体を法人番号でつくることは十分可能だと思います。

○大崎専門委員 是非そういう方向でやっていただければ。

○吉野次長 時間は掛かると思います。

○高橋部会長 そういう方向で、是非よろしくをお願いします。

ほかに経済産業省関係でいかがでしょうか。

補助金の共通システムの話で、行く行くは都道府県へという話もあったということなのですが、これは都道府県にも何か御説明されたということだと思いののですが、その辺の御反応はどうか、お聞きしたいと思えます。

○吉野次長 まず当座、国のこういう動きを説明して、先々はこの補助金の申請に当たってのフォーマットを整えていただくですとか、いずれは相談に参りますということで心づもりをしていただくところまでをまだやっているところでございます。実際には、都道府県も入れて同じ手続をしようとする、認証基盤はどうして行くのですかと、国で実証的にやろうとするものはやはり一定の制約があるものになりますし、それをもって横展開が簡単にできるかというところもある。

あと、当然ながら、自治体ごとに様々な要件もあるでしょうから、今のところはまず当初の議論のきっかけづくり的なところでとどまっております、このうち国のほうの姿がもう少し具体的になってきたところで、国ではこういうことができているということ、そうなった段階以降、もう少し具体的に都道府県との関係を深めていければいいかなと思っています。これも少し時間が掛かるかと思えます。

○高橋部会長 わかりました。どうもありがとうございます。

ほかはいかがですか。

それでは、中小企業向けの補助金の話なのですけれども、13万社という話で今年度、取り組まれるということですが、13万社というのは結構大変な数だと思うのですけれども、これをやり切るというのはどのようなこととお考えでしょうか。つまり、申請してもらわないといけないと思うのですけれども、その辺の掘り起こしみたいなことの手だてはどのようにお考えでしょうか。

○守山課長 ありがとうございます。

今、まさに御質問いただきました点は、先ほどの資料で申しますと、1ページ目、右側の4の3つ目の矢尻で御説明させていただいた部分に当たるのですけれども、具体的には生産性戦略プラットフォームという形で関係省庁、中小企業支援機関にとどまらず、業界団体、あとIT関係の推進事業者の団体とかにも参加をしてもらおう形で、今およそ100団体、100機関が参加をしています。やはりこれは全国津々浦々やっていくことが重要でございますので、弊省の関係では、ブロックごとの経産局が積極的にこの説明会の取りまとめもやっています。

一つ一つのKPI的なことで申し上げますと、全国で関係機関とか金融機関さんの連携するような説明会も含めて1年間で1,000回はやろうという目標を掲げているのですが、実は2月から始めたこの活動、5月の段階で既に行われているもの及び見通しが立っているものだけでも約850まで来ている状況でございます、全国レベルで商工会議所のネット

ワーク、商工会のネットワークはもちろんのこと、そういったところでのフェース・ツー・フェースでの掘り起こしも当然しっかりやっていますし、加えて、いろいろなメディア、媒体とか、補助金のホームページの先ほど申し上げたような機能を強化することも通じていきながら、100万社規模での周知というところはほぼ達成できそうだということもございます。その上で、申請件数についても、ITベンダー、IT支援事業者の取り組みについても後押しをしている状況でございます。

○高橋部会長 一応、100万社への周知はできるということですか。

○守山課長 はい。その数字をどこまでフォローして見える化していくかというのは、手法はいろいろあって難しい部分もあろうかと思いますが、少なくとも現行カバーされている業界団体、商工会議所、商工会のネットワーク等々で既に150万社ぐらいのカバレッジにはなっていますので、あとはどうやって具体的な説明会、フェース・ツー・フェースのものにとどまらず、この情報をお伝えしていくか。そこのところは1回にとどまらず、2回、3回というふうに会報誌みたいなものも含めてしっかり使わせていただきたいと思います。

○高橋部会長 13万社というのは結構大変な数なので、是非頑張ってくださいと思います。

○吉野次長 少し補足をよろしいでしょうか。実際にこれを進めていくに当たりまして、ある種、面的に取り組まれる方々、例えば名前を御存じの方、ある税理士のグループですとか、金融機関も有名な例なので御紹介すると、石川県の北國銀行さんは自分たちの顧客にとにかくやらせるといったことで、あそこはfreeと組まれていると思うのですが、やられているケースで、それは端末も組まれながら、銀行からすれば、情報化が進むことによっていろいろな信用情報を取れますみたいなこともあるのだと。

それから、ローカルローカルしていますが、商工団体でも長崎の松浦商工会議所というところが、自分の会員メンバーシップのところにとんどんやらせるとか、そういう金融機関、ある種の組織の取組の中に、見ようによっては囲い込み的な部分もあるのですが、そういうある種のモチベートされた方々の取組というのは促していてもいいのではないかと考えているところでございます。

○高橋部会長 意欲的な試みなので、是非頑張ってくださいと思います。

経済産業省の関係で、ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、経済産業省関係はここまでとさせていただきます。

次は、IT戦略室の方のお話、いかがでしょうか。IT戦略室関係で何か御質問はございませんか。

どうぞ。

○林委員 いつも大変重要な点についての御説明をいただきまして、ありがとうございます。

きょうの資料1-2の「確認レベル分けと手法一覧」というページにレベル分けがござ

いますが、これについて、例えば電子処方箋における医師の署名はこれで言うところのランクに入るといったような確認は、厚労省でなさるのか、IT戦略室か、いかがでしょうか。

○向井審議官 基本的には私どもはガイドラインと、それから、特にテクニカルガイドブックでかなり詳細に示した上で、各当てはめは各省でやっていただくというスキームではございますけれども、当然紛れるものもございますし、最初はどんなものかというのがわからない部分もございますので、各省とは密接に連携をとりながら進めてまいりたいと思っています。

○林委員 ありがとうございます。

電子処方箋が始まっていながら、いまだに紙の原本交付の郵送が必要とか、そういう実務がございまして、オンライン医療を促進する上では障害となっている点につきまして、本日御出席の厚労省の方からは、この点についてのお考えを伺うことは難しいのでしょうか。これは保険課長様は範囲外でしょうか。

○安藤課長 済みません。別の局で担当しているものですから、今の先生へのお答えはできないもので、申し訳ございません。

○向井審議官 テクニカル的に言いますと、やりようは幾らでもある。当然、紙をなくすことは簡単にできると思います。別の理由で反対する人がいるかどうか、私どもはわかりませんが、ITのテクニックと本人確認という点だけで言いますと、紙を不要とするソリューションは十分考えられます。

○林委員 まだ登録されていないお医者様がいらっしゃるそうですけれども、医師会でもHPKIという医師のIDを設けられておりますし、そのほかの方法でもあるのだと思うのですけれども、是非お知恵をいただいて、そこが進むようにお願いしたいと思っております。

以上です。

○高橋部会長 では、大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 これは確認なのですけれども、IT室で作ってくださった「確認レベル分けと手法一覧」という、いわば現行の方法と今後の対照の図みたいなのは、あくまで原則としてということですね。例えば、きょう、それこそ先ほど厚労省から御説明いただいたさまざまな手続について、従業員本人の押印等を全くなくして、確認しましたという文言で代行するということだと、これとは全然違った発想になると思うので、できるだけ機械的に置きかえるのではなくて、より実質的な意味があって、かつ簡便な方法ということで御検討いただければと思う次第なのです。

○向井審議官 おっしゃるとおりだと思っております。ここの真ん中のところで、手続における本人確認等の手法の必要性見直しというのがありますけれども、当然、中身をよく見た上で、一方で実質的にはそういう必要がないと、単に本人がやりますというだけで済むような手続は、どんどん面倒くさいものはなくしていこうと。

ただ、一方で、何が面倒くさいか、面倒くさくないかということと確認レベルは若干違っているところがあって、公的個人認証が簡単にできるように、例えばスマートフォンで

きるようになってしまえば、ほとんどの場合はそれが多分一番便利になってしまう可能性があるのです。もちろん不要なものは、不要が一番便利なので不要を増やしますけれども、それ以外のところは全部それでやってしまうというソリューションも将来的には起こり得るのかなと思っています。それはまさに認証手段が便利であることが一番だと思いますので。ただ、現在、公的個人認証にしろ、法人の電子署名にしろ、特に法人の場合は相当不便というか、使い勝手が悪いということなので、とりあえずそこまでする必要のないものについては、本来、それが正に手続電子化の障害になっているというものをどんどん外していこうということで、基本的にはユーザーオリエンテッドでやっていきたいと思います。

○高橋部会長 今の点について、いかがでしょうか。

すみません。今の点なのですが、電子認証の簡易化という話は、この話との関連でちょっと新しい話だと。それはそれとして進めていただくというのは非常に重要な話なのですが、これのせいでできないと、いわゆる1-2の作業が進まないという関係だと、なかなか作業が滞ってしまうのではないかと思うのですけれども、そこを分けてやっていただくということは考えられないのでしょうか。

○向井審議官 もちろん電子署名の簡易化というのはずっと引き続きやっていかなければならない話ですが、それとは別に、それを頭に置いた上での手法の分け方。要するに、ちょっと時間をいただきたいというのは、法人と個人を分けたいと思っているのです。法人と個人を分けて早々に、少なくとも6月中をめどにつくって、テクニカルガイドブックについては並行して進めますので、実装には全く支障がないように進めたいと思っております。実際に各省に実装するに当たってのタイミングという点では、全く遅れのないように進めるつもりでございます。

○高橋部会長 要するに、個人と法人と分けて、簡易化についての方針をあわせて出したいというお話ですか。

○向井審議官 簡易化に対する方針というのは、テクニカルなものが相当あるので、スマートフォンに入れるという話は既に検討も始まっているし、やっていますけれども、例えば同じスマートフォンでも、アンドロイドは簡単だけれども、アイフォーンはなかなか相手が言うことを聞いてくれないという事情があったりして簡単ではないので、それは大体のめどは、お尻をたたくという程度の話なので、それを前提に個人と法人を分けて、その上で個人については、そうはいつでもマイナンバーカード自体が比較的便利にできることと、もう一つは、認印であっても大半の場合、住民票を取ってくるというものが相当あるので、それらについては上の段階にしつつ、法人あるいは事業主については、現状のイメージを維持するような形で少しつくり変えるというだけですので、そんなに時間の掛かるものではないです。

○高橋部会長 わかりました。では、その作業は進めていただいて、6月ぐらいには何とか。

○向井審議官 何とかしたいと思っています。

その上で、申しわけないのですが、この1、2、3は例示ということでございますね。これは初めて例示が出てきたと思うのですが、そこで、この例示に当てはまらないものがかかなり膨大にあると思うのですけれども、この例示に当てはまらないものの取り扱いは、今、どのようにお考えなのか。

○向井審議官 例示というのは。

○高橋部会長 例えば。

○向井審議官 この表の下のあるあれで。それは、基本的にはこのようなものということで、当然、これを参考に当てはまるものについては考えてくださいということではありますけれども、大体の場合、各省においてその事務をやる上で、どの程度、本人確認をしっかりとする必要はあるかというのは、当然、事務の流れで決まっているはずなので、それをできるだけそこに書いてあるように、必要性のないものまでやる必要はないのですけれども、その事務の性質上、必要な範囲でやっていただくということに尽きるのではないかと。

クリックボタンだけでいいものというのは、実際はそんなにはないと思います。

○高橋部会長 わかりましたが、私が懸念しているのは、繰り返しますが、各省にとってみると、自分の担当してきた手続は本人確認をしっかりとしたい、と考えるのは当然の心理だと思うので、例示に当てはまらないものは何となく上に寄せたいというインセンティブがどうしても働くのではないかと考えています。そこをIT室のほうで、例示に当てはまらないものは基本的にはより簡便な方向に当てはまるという方針を堅持して頂き、簡易化の方向で検討してくださいということを督促していただきたい。さもないと、基本的に例示の以外のもは全部上に張りつくということがあり得なくもありません。そこは是非IT室のほうでしっかり。もし、上に張りつけたいのであれば、IT室と相談して、新しいカテゴリーをつくるなりしていただくということを作業の手順としては各省にお願いしていただいた方がいいのかなと私は思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○向井審議官 基本的に、この話は、別途やっている添付書類の撤廃の話と相当密接に関連するので、相当部分は実際の中身を見ないと駄目だと思っております、その辺につきましても、当然、各省任せにするのではなくて、IT室が積極的に関与してまいりたいと思います。

○高橋部会長 是非そこら辺は積極的に関与していただいて、間違っても疑義があるものは全部上に張りつくみたいなことにならないように。

○向井審議官 それは絶対そんなことは考えておりませんし、そのような省庁は徹底的にやりたいと思います。

○高橋部会長 是非よろしく願いいたします。

では、どうぞ。

○堤専門委員 ありがとうございます。

個人と法人はこれから考えるということで、まだ方針などは決まっていらっしゃらなければ御回答は結構なのですけれども、法人のときに利用の方、経済産業省の方が、法人は

親番号で、実際に手続される方はその子番号みたいな形の御説明があったのです。個人が活用する場合に、個人が本人の認証をとるということで、今、こういう流れがあると思うのですが、結構、委任で出される。例えば、高齢の方が身内にお願いをすとか、実際は家庭の主婦だと、ほとんど家族のいろいろな手続は主婦が委任で行くようなケースが多いと思うのです。その場合、御本人のIDやパスワードを委任の方が聞いてきて代理で入力するようなイメージなのか。でも、それだとIDもパスワードもいろいろな方に、家族でも漏れてしまうなどというのを危惧したので、委任というケースが一定数あるのではないかと。個人の住民票だとか、そういったさまざまな手続に関して、委任はどちら側をこういう手続では考えていらっしゃるのでしょうかというのがもしあれば、教えていただければと思いました。

○向井審議官 個人の委任の場合、例えばマイナンバーカードについても公的個人認証の場合は代理を設定できるようになっておりまして、マイナポータルを使うと代理を設定できますので、その場合は本人と代理人のマイナンバーカードをそれぞれパソコンの同じ画面でやっていただくという手続になります。

ただ、実際の世の中の運用を見ていますと、委任状に本当に認印しか書いていないのが相当数あって、それは要するにほとんど電子的に言うと、物事の性質的に言うと本人確認をしていないのと同じなので、そういう場合については、それにふさわしいようなやり方は十分あり得るのではないかと。その場合には、おっしゃるように委任される人間が本人のID・パスワードを持っていくという話になると、ある意味、セキュリティ上問題があるということであるならば、むしろ委任される人間のID・パスワードを使いつつ、本人から委任された旨を書いていただくみたいなソリューションも十分考え得るのではないかと考えています。そのあたりのセキュリティにつきましては、非常に神経質なぐらいにやりたい。特に個人の場合、個人情報の問題が相当ありますので、その点については慎重にやりたいと思っております。

○堤専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

税と社会保障のワンストップの話というのは、今、どのような話になっていらっしゃいますでしょうか。

○向井審議官 現状、各省、関係省庁と、要するに、我々はこういうことを考えていると御説明した上で、基本的な趣旨にはおおむね賛同いただいていると思っております。

ただ、国税庁が言っているのは、システム改修に時間がかかると。要するに彼らの言い分をそのまま言えば、次期リプレースが終わるまで7年掛かるとかと言うわけです。そもそもそんなことでは世の中の動きについていけないということで、やはりこれまでみたいにシステムをつくり込んで、5年に1回リプレースでどかっと変えるという方式をやっていたのでは、多分、世の中の動きについていけないので、できるだけ並行稼働を認めながら、データベースを整理して、データベースにAPIをくっつける方式でシステムを軽くしてい

けば、比較的、随時に変更が可能になっていくと思うので、そういうシステムでやるように、今、まさに国税のシステムの改修の仕方とかその辺を攻め込んでいるという段階です。

○高橋部会長 技術的な話も大きいので、我々としても有識者の方にお知恵を拝借しながら、IT室と一緒に、少しロードマップをはっきりさせていただいて、作業を行うよう、お願いしたいと思います。

○向井審議官 社会保険当局もありまして、地方税もありますけれども、今年度中にロードマップは合意したいと思っています。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

IT室はいかがでしょうか。大体このような形で、どうもありがとうございます。

厚労省と関係する話もあるかと思いますが、IT室も関連して、厚労省関係はいかがでしょうか。

大分積極的に取り組んでいただいて、どうもありがとうございます。健康保険についてJ-LISとの関係が議論になっていたと思うのですが、今、手数料等についてはJ-LISとの御協議はどのようになっていますでしょうか。

○安藤課長 保険課長でございます。

本日の資料に記載がなくて申し訳ございません。今、座長からお話がありましたのは、住所変更届の省略に当たりまして、そもそもJ-LIS側から取ると、まずそれを原則として考えるということです。ただ、それに対してコストが一定掛かってしまうので、それで総務省サイドと調整するというようなお話であったと認識してございます。

我々のほうで、まさに今週、総務省と打ち合わせをする予定になってございまして、そこでこちらの方で御指摘いただいた点も含め、総務省の方にお話をして、端的に言うところだけコストを下げていただくという方向で調整を掛けていきたいと思っています。

○高橋部会長 非常に大量なので、多分、まとめて1件で幾らみみたいな形で、大胆な引き下げを総務省にお願いしていただければと思います。

○安藤課長 そうですね。その点も御指摘いただいておりますので、そのような形で先方と当たりたいと思っています。

○高橋部会長 よろしく申し上げます。

ほかはいかがでしょうか。

それから、最後の様式・窓口のワンストップ化でございしますが、これも非常に取り組んでいただいて、ありがとうございます。ただ、これは物理的なワンストップ化というお話だと思うのですが、オンラインでのワンストップ化というのは理論的にあり得ないのかとか、作業的にあり得ないのかみたいな話を御教示いただければと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○高橋審議官 理論的に当然あり得る話でありまして、そこは今、IT室なり、e-Govなり、マイナポータルなり、そこのところの接続の仕方をどうするのかという問題だと思います。

なので、それは一応いろいろ技術的な検討をしております。今、それぞれの制度で電子申請できる仕組みがあるわけで、それを統一様式で電子申請できる、そういうためにはどこをどう技術的にすればいいのか。また、それがマイナポータルの今後の発展の道との関係でどうするのか。あるいはe-Govのいろいろな改修等の関係をどうしていくのかとか、そのあたりでいろいろ議論しているところでございます。

○高橋部会長 では、ぜひそういう方向で御検討いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。一当たりいろいろと御意見を頂戴していたと思いますが、何かございましたらば、御指摘頂戴したいと思います。

では、IT室、申し訳ないのですが、一番最後のAPI連携の話、これは現実的に可能というか、何か頭出しでロードマップになるような可能性はあるのでしょうか。ワンストップ化です。

○向井審議官 ワンストップの話ですね。API連携の話は、今回のIT戦略には今の記述にちょっと膨らます程度の話になりますけれども、ロードマップをしっかりと作ることが大事だと思います。

実際にテクニカルな点で言いますと、実はクラウド事業者とも、既に結構話はしております、彼らも改修が要するところはかなりあります。ただ、彼らにとってもビジネスチャンスだという捉え方をしていますので、説明会を事務的にばらばらやって、全体の説明会も2回やっているのですけれども、2回目には副社長とか取締役とか重役が来ている会社も結構あったりして、関心は十分呼んでいると思っています。

ただ、現状、そもそも電子申請すら対応していないようなクラウドもある。単に打ち出すだけというのもありますし、一方で電子申請まで対応しているクラウドもあるようでして、その辺、我々が将来の姿を見せることによって、そういう事業者の方もそのような方向に行っていただけるのではないかとすることは考えています。彼らもそうしたいと思っているので、その辺はそういうクラウド事業者とか、大手の人事システムを作っているようなベンダーとは、テクニカル的な事例の可能性については十分可能であるという意見の一致を見ているので、ロードマップで具体的にどう進めていくかというのを詰めることは十分可能だと。早くすれば数年ないし、それぐらいには何とかかならないかなというのは希望的観測ですが、その辺のイメージを考えております。

○奥田参事官 ちょっと補足で済みません。API連携についてですけれども、政府全体のシステムとしても当然、口を開けないと民間との連携もできないので、新しいIT戦略の中でも政府のシステムについては、データ連携、システム連携という形でAPIの連携基盤をしっかりと作っていくとしております。

先ほど高橋審議官からもありましたように、いろいろポータル的にも、e-Govであったり、マイナポータルであったり、経産省のほうの法人ポータルという形もありますので、そのあたりとも連携しながら、API連携基盤というところをしっかりと作っていく。政府のシステムについてもちゃんとしたところを、口を開けて連携しやすいような形にするという方向

性を示していますので、そういった方向性も見ながら、こちらの取り組みについてもやっていくということになるかと思えます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、一言、どうぞ。

○林委員 すみません。1点教えていただけないかと思うのですが、先ほども向井副CIOから、iPhoneは対応してくれないという話があったかと思うのですが、逆にiPhone対応のシステムをこちらの方が作ることはできないのですか。

○向井審議官 iPhoneは仕様を公開していないので、基本的にはiPhoneにお願いして作ってもらう。ある程度協力するのですが、それしかないの、その辺は総務省の方で、余り外には言えないそうなので、具体的にどうなっているのかよく知りませんが、少なくともiPhoneも何とかしなければいけないというのは、我々と総務省の共通した意識であります。

○林委員 そうすると、例えば個人のデータポータビリティなどの関係が進んでいる海外各国では、iPhone対策はどのようにされているのでしょうか。

○向井審議官 基本的には同じ問題を抱えています。だから、中国はiPhoneでも使えるようにバーコードなのです。バーコードをスマートフォンに表示させて、対面ですけれども、アリペイとかは全部バーコード表示にしてあるのです。

実際には、個人認証をIDで飛ばしている国は、エストニアなどがありますけれども、それはSIMに入れるのではなくて、むしろアプリのダウンロードみたいなものですから、比較的、セキュリティー的に言うと少し落ちる。SIMに入れるというのは、要するに、わかりやすく言いますと、SIMにもいろいろなセキュリティー領域がありまして、スマートフォンというのは勝手に我々が知らないうちにアップグレードされているのです。それをドコモなり何なりのキャリアがやっているのですが、その部分はセキュリティーが非常に高いのです。ところが、いろいろなアプリを、例えばグーグルのPlayストアからアプリをダウンロードする、あの領域はセキュリティー的に言うとそれほど強くないのですが、作りやすいことは作りやすい。それだったら誰でも作れるのですが、エストニアはそちらの領域を使っています。

そのところは日本とエストニアの違いとか、やはり基本的には日本の場合、個人情報とかセキュリティーは絶対に間違わないようにという文化が強いのですが、一方で進んでいる国というのは、個人情報より国家の方が大事だという国が多いのと、もう一つは、何か間違いが起こったらすぐスマートフォンに連絡が行くので、自分でちゃんと対処しろというスタイルなのです。例えば韓国でもそうですけれども、何か手続きをしますと、必ずスマートフォンに、こういう手続きをしましたと入ってくる。したがって、間違っただけ起こったことがあったら、何もしていないのに入ってくるはずだから、そのときは自分で対処しろというのが、よく通信販売でも何でも買うと来るではないですか。あのスタイルなのです。

ところが、日本の場合、あのスタイルで間違いが許容されるかということと必ずしもそうではないので、そこら辺は我々としては慎重にならざるを得ないという感じだと思っております。

○林委員 ありがとうございます。そういったことを考えると、手法としてどちらをとるべきかというトレードオフのような関係があるのかと思うのですが、これはもし 아이폰にお願いするのが難しいのだとすれば、考え方を変えていくような議論も私個人はあるのではないかと思うのですが、すみません。これは意見です。ありがとうございました。

○向井審議官 彼らも商売なので、全く対応していないかということとそうではなくて、商売になる部分に対応していて、例えば日本で言うと、Suica対応は一応しているのです。だから、それは希望のない話では決してないとは思っています。

○奥田参事官 一般的な話でいくと、私も前の部局のときにスマートフォン用のアプリ、政府のほうで統計関係のものをつくったのですが、アンドロイドの方はすぐ許可をとって、すぐに発信できたのですが、 아이폰の方については1年ぐらい遅れたということなので、やはり 아이폰の対応はハードルが高くて、審査も厳しかったり、仕様は公開しなかったりということになっています。一般的な普通の民間企業でもそこは苦労されていると聞いていますので、そこは政府だけということではなくて、一般的な話としてそんな感じになっているということはあると思います。

○向井審議官 日本政府だけではなくて、アメリカ政府も苦労しています。

○高橋部会長 わかりました。是非、引き続き総務省と連携して、説得していただければと思います。

お時間が大体参りましたので、ここまでとさせていただきたいと思います。本日の議論を踏まえまして、各省庁にはさらに取り組みを進めていただきたいと思います。特に、29年度中に取り組む予定であったものが本年度にずれ込んだものにつきましては、さらに今後のスケジュールが後ずれをしないように取り組んでいただきたいと思います。

さらに、本日、まだ途中であるという趣旨の幾つかの御指摘があったと思いますが、6月に再度ヒアリングをお願いするといったことも含めて、本部会としてもさらに取組状況の確認を行ってまいりたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

IT室、厚生労働省、経済産業省の皆様、本日はどうもお忙しいところをありがとうございました。引き続き、何とぞよろしく願いいたします。

(経済産業省、IT総合戦略室、厚生労働省退室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移ります。取組初年度のコスト計測結果について、4月の取りまとめの時点では一部の分野について計測中のものがございましたが、一通り出そろったということなので、これについて事務局より御説明を頂戴したいと思います。

○石崎参事官 それでは、資料2と、後ろについている参考資料2、参考資料3を御覧ください。資料2にありますように、これで確定値ということでもあります。(1)にあります

すとおり、年間手続100件以上のところで簡素化計画、1,223項目を作った。

その中で(2)にありますとおり、530項目について計測をしました。それで年間手続件数ベースのカバー率が9割。

(3)にありますとおり、現時点でのコストが年間3億2,800万円、それが金額換算すると8,341万円になるということでもあります。

違いにつきましては、その次のページをめぐっていただきまして「(表)分野別の行政手続コストと削減時間の見通し」と参考資料2を見比べていただきますと、2点変更がありまして、1つは営業の許認可。これは若干の数の違いにすぎませんが、一部推計値で出したところは、全ての省庁が提出してきたので出そろった。

もう一つは商業登記でありますけれども、これは部会の中でも指摘がありましたとおり、日数ベースで出してきたのを時間ベースで再提出いただいたということでもあります。結果的に言いますと、作業時間で3億2,800万時間と3億4,727万時間、削減率で言うと22.3%と22.2%ですので、余り違いがありませんけれども、作業時間、削減時間が若干少なくなっているところでございます。

その次のページでありますけれども、資料2の最後のページ「(参考)削減時間の見通しが大きい上位10手続」であります。ざっと見ていただければわかりますように、社会保険の手続が半分ぐらい、それから建設業ですとか漁業、営業の許認可、就労証明書、こういったところが手続が多い、作業時間及び削減時間が多い項目の10手続となっております。

資料2の(5)に書いてありますとおり、上位10項目の手続の見通しの合計で大体3,892万時間、990億円の削減見通しということですので、この10本で全体の削減見通しの合計の5割以上を占めることがおわかりになると思います。

参考資料3は「コスト計測結果一覧表」、こちらは各省、各項目ごとに全て出していたで、それを合算したのが、今、御説明した件数なり作業時間、金額ということになります。

事務局からの説明は以上であります。

○高橋部会長 ただいまの御説明につきまして、御質問等があればお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

ちょっと減ってしまったのですけれども、これはしょうがない。そのものなので、これは客観的な数字なのでやむを得ないかと思えます。

○安念部会長代理 しかし、商業登記の削減率20.2%って、どうしてこんなきれいな数字になるものだろうか。別に難癖つけるわけではないが、何となく靴に足を合わせたような感じがしなくもない。そう思ったというだけです。

○高橋部会長 一応理屈は立っているのですよね。

○石崎参事官 個別のフロー図では描いてあるので、そこのさらに因数分解したところがそうかどうかというところはあるんですが、そのように計算は出しております。

○安念部会長代理 わかりました。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの御説明についてはこれまでとさせていただきます。昨年の行政手続部会取りまとめでは、初回に手続コストを計測したのと同時期に、翌年度以降も手続コストの計測を行うとなっております。各省庁には、本年度、すなわち取り組み2年目のコスト計算も順次進めていただき、基本計画の取り組みが着実に進んでいるかを管理していただくようお願いしたいと思います。

本日の議事はこれで終了いたしますが、最後に事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡をさせていただきます。

○高橋部会長 それでは、本日の会議は終了します。どうもありがとうございました。